⑵　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　特別清算手続の期間
清算株式会社は、平成24年４月30日までに協定を実行し、速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。
第２　担保権付債権
1　定義
本協定における担保権付債権とは、清算株式会社所有の不動産、その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は、民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、平成23年10月19日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
2　評価の時期
担保権の対象となる資産は、平成23年11月30日の時点の正常価格で評価する。
3　利息及び遅延損害金の一部免除
担保権付債権のうち、利息及び遅延損害金については、抵当権の場合は、満期となった最後の２年分を超える金額につき免除を受ける。
4　弁済
⑴　担保権の対象となっている資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続に係る諸費用（税金、売買手数料など）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充てる。
⑵　平成24年２月29日の時点で担保権の対象となっている資産で、その回収・換価処分が完了していないものは、平成23年11月30日時点の評価額をもって、かつ、特別清算裁判所の許可を得られることを条件として、同日担保権付債権者に対して代物弁済をする。なお、代物弁済に要する費用は、担保権付き債権者の負担とする。
⑶　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
5　弁済後の残余債権
第２の４の弁済（代物弁済を含む。）によって弁済されなかった残額は、一般債権の例によって弁済する。
第３　一般債権
1　定義
本協定による一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
2　一般債権の弁済
⑴　100万円以下の部分
清算株式会社は、別紙債権者目録記載の協定債権者に対し、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権のうち100万円以下の部分を、本協定の認可が確定した日から１か月以内に弁済する。
⑵　100万円を超える部分
清算株式会社は、別紙債権者目録記載の協定債権者の有する協定債権のうち100万円を超える部分につき、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権の100万円を超える部分の額に応じて按分して弁済する。
⑶　免除
各協定債権者は、前記⑴⑵の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

以上
前橋地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第３６号
埼玉県久喜市小右衛門131番地
清算株式会社　株式会社ショウセイ
代表清算人　内海　勝正
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社には、特別清算開始決定時において弁済原資がないため、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後、各協定債権額に対する金員の弁済を行わない。
2　上記協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を全額免除する。
（別紙省略）

以上
さいたま地方裁判所第３民事部

管財人選任

平成２３年（ミ）第３号
三重県桑名市大字蛎塚新田328番地
更生会社　水谷建設株式会社
下記の者を管財人に選任する。
東京都小平市上水本町５丁目23－１－110
堤　　節夫
平成24年３月12日

大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２４年（フ）第１２３０号
京都市西京区大原野西竹の里町１丁目８番地12
債務者　北岡　忠之
主文　すべての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成24年３月12日

大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第３号
大阪市西成区津守３丁目６番１号
再生債務者　大阪フェニックス生コンクリート株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区中之島２丁目２番２号　大阪中之島ビル９階　中之島シティ法律事務所　弁護士　阪口　　誠
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年３月12日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
神戸市中央区神戸空港10番
再生債務者　海上アクセス株式会社
1　決定年月日時　平成24年３月12日午５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月23日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年６月４日から平成24年６月18日まで

神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第２号
広島市安佐北区可部１丁目16番１号
再生債務者　肥海建設株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年３月13日

広島地方裁判所民事第４部